

## 滋賀県個人情報保護審議会の会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。

今回の会議については、議題 1 は公開の審議会として開催し、議題 2 以下については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第 92 回滋賀県個人情報保護審議会

■ 日 時 平成 27 年 2 月 16 日（月曜日）  
午前 9 時 30 分から午後 0 時 15 分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目 1 - 1  
県庁北新館 5 階 5 B 会議室

■ 出席者 委 員：荒川眞知子、浮田麻里、近藤月彦、松本哲治  
（敬称略、五十音順）  
事務局：甲斐室長、中川副参事、大倉主任主事、三田主事  
（県民活動生活課 県民情報室）

### ■ 議 題

#### 1 特定個人情報保護評価第三者点検について

- ・ 情報政策課から特定個人情報保護評価の対象となった事務の選定概要および番号制度における情報連携の仕組みについて説明を受けた。
- ・ 特定個人情報保護評価第三者点検に係る諮問の実施機関（担当課：税政課および市町振興課）から口頭説明を受けた。

#### 2 諮問第 18 号および第 24 号の審議について

県営住宅管理センターから住宅課に送信されたメール文書の一部開示決定に対する異議申立て（諮問第 18 号）および請求者に係る県営住宅管理センターから住宅課に送信されたメールに関し、メール保管用サーバーに保管されている電子メールの記録、添付ファイルの記録および添付されたファイルの開示決定に対する異議申立て（諮問第 24 号）について、事務局から説明を受け、答申の方向性について審議を行った。

#### 3 諮問第 19 号、第 20 号、第 21 号および第 23 号の審議について

請求者が作成行使した県営住宅に関する異議申立書に関し、指定管理者から県に指導等を求められたこと、県から指定管理者に対して指導等を与えたことに関する事実を明らかにする文書、電子記録、メールその他の記録の開示決定に対する異議申立て（諮問第 19 号）、請求者が滋賀県営住宅管理センターに提出した 9 件の異議申出書に関してセンターか

ら住宅課に指導等を求められたこと、住宅課からセンターに指導等を与えた事実を明らかにする文書、電子記録、メールその他の記録の不開示決定に対する異議申立て（諮問第20号）、請求者が提出した異議申出書に関する総合事務支援システム入力に係る受理、起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書およびその付属文書の一部開示決定に対する異議申立て（諮問第21号）および請求者が提出した異議申出に関する併合申立書等の受理、起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書等の一部開示決定に対する異議申立て（諮問第23号）の諮問の取下げについて事務局から報告を受けた。

#### 4 その他

今後の日程連絡等を行った

■ 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページにより公開します。

■ 問合せ先 滋賀県 総合政策部 県民活動生活課 県民情報室

電 話 077-528-3122

FAX 077-528-4813